

予算決算常任委員会〈後期全体会〉会議録

令和7年9月29日（月）

令和7年9月29日（月）午前10時00分から予算決算常任委員会〈後期全体会〉を第一委員会室に招集した。

○ 出席した委員は、次のとおりである。

委員長	丸山 国一	副委員長	矢崎 友規
委員	中村 勝彦		日向 正
	岡部紀久雄		高畑 一幸
	高野 浩一		飯島 孝也
	小林真理子		平塚 悟
	相沢 俊行		小野 公秀
	佐藤 浩美		有賀 公子
	荻原 哲也		

○ 欠席した委員

なし

○ 委員以外で出席したものは、次のとおりである。

議長 廣瀬 明弘

○ 説明のため出席したものは、次のとおりである。

なし

○ 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局 書記 姫野 敏樹 清雲 敬祐

○ 会議に付された案件は、次のとおりである。

認定第 1号 令和6年度甲州市一般会計歳入歳出決算

認定第 2号 令和6年度甲州市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

認定第 3号 令和6年度甲州市診療所事業特別会計歳入歳出決算

認定第 4号 令和6年度甲州市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

認定第 5号 令和6年度甲州市介護保険事業特別会計歳入歳出決算

- 認定第 6号 令和6年度甲州市居宅介護予防支援事業特別会計歳入歳出決算
認定第 7号 令和6年度甲州市大藤財産区特別会計歳入歳出決算
認定第 8号 令和6年度甲州市神金財産区特別会計歳入歳出決算
認定第 9号 令和6年度甲州市萩原山財産区特別会計歳入歳出決算
認定第10号 令和6年度甲州市竹森入財産区特別会計歳入歳出決算
認定第11号 令和6年度甲州市岩崎山保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算
認定第12号 令和6年度甲州市水道事業会計の利益の処分及び決算
認定第13号 令和6年度甲州市下水道事業会計の利益の処分及び決算
認定第14号 令和6年度甲州市勝沼ぶどうの丘事業会計の利益の処分及び決算
認定第15号 令和6年度甲州市勝沼病院事業会計決算

〔開会 午前10時00分〕

- 委員長（丸山国一君） 皆さん、おはようございます。ご苦労さまです。
青柳好文委員より、監査委員のため本日は欠席の申出がございました。
ただいまの出席委員15人、定足数に達しておりますので、これより予算決算常任委員会
を開会いたします。

議長挨拶

- 委員長（丸山国一君） 初めに、議長が見えておりますので、挨拶を受けます。
○ 議長（廣瀬明弘君） おはようございます。ご苦労さまでございます。
決算審議の取りまとめということになりますので、よろしく願いいたします。

開 議

- 委員長（丸山国一君） それでは、本日の会議を開きます。
本日の議題につきましては、8月28日の本会議において当委員会に審査を付託された令
和6年度各決算等について、各分科会の審査結果の報告から予算決算常任委員会として
決議まで行いたいと思いますので、お願いいたします。

予算決算常任委員会総務文教分科会の報告

- 委員長（丸山国一君） それでは初めに、総務文教分科会の審査結果の報告を議題とし、

分科会委員長の報告を求めます。

飯島総務文教分科会委員長。

- 総務文教分科会委員長（飯島孝也君） 予算決算常任委員会総務文教分科会の審査結果の報告をいたします。

去る9月2日の予算決算常任委員会において、当分科会に審査を分担された、認定第1号 令和6年度甲州市一般会計歳入歳出決算歳出、認定第7号 令和6年度甲州市大藤財産区特別会計決算、認定第8号 令和6年度甲州市神金財産区特別会計決算、認定第9号 令和6年度甲州市萩原山財産区特別会計決算、認定第10号 令和6年度甲州市竹森入財産区特別会計決算、認定第11号 令和6年度甲州市岩崎山保護財産区管理会特別会計決算、以上の事件を審査するため、9月19日、予算決算常任委員会総務文教分科会を第1委員会室で開催いたしました。

委員会には委員7名と議長が出席し、当局から説明を聴取し、慎重審査の結果、いずれも認定すべきものと決しました。

認定第1号 令和6年度甲州市一般会計歳入歳出決算のうち、歳出、第2款1項6目企画費、ふるさと納税事業費は、市内から調達する返礼品の費用を除いた多岐にわたる経費業務が市外を本拠とする外部事業者へ委託されております。地域経済への貢献という観点から、返礼品事業者とふるさと納税寄附金ポータルサイトをつなぐ、いわゆる中間管理事業について、地域内経済循環を企図した業務委託へと転換を行い、事業者を選定することを要望いたします。

同じく、9目交通安全対策費、自転車用ヘルメット購入補助金では、制度は令和8年末で終了することに対して、子育て支援の観点から、より広い見地から本制度を継続すべきであるとの意見が出されました。令和5年4月1日に施行された改正道路交通法により、全ての自転車利用者に対し、ヘルメットの着用が努力義務として課せられたことから、市が購入補助金制度を創設し、着用率の向上など、市民への意識が定着しつつあることは承知しておりますが、実際この制度を利用してヘルメットを購入された年代などを考慮して、対象などを絞っての事業継続を要望いたします。

同じく、14目諸費、自動体外式除細動器（AED）賃借料では、現状本市に設置されているものの多くは、主に公共施設の屋内に配置されており、管理上の問題からそのような設置場所であることも十分承知はしております。突然の心停止が起こった場合、一般的に除細動、電気ショックの開始が1分遅れるごとに救命率が7%から10%低下するとき

れており、救急車の全国平均現場到着時間がおよそ10分であることを考慮すると、救急隊の到着を待っているのは、尊い命を救うことは極めて困難になります。そのため、施設が閉館している夜間や休日にも、使用可能である建物外部への設置の要望をするとともに、民間の所有する自動体外式除細動器（AED）も多数存在することから、その設置場所についても市内に点在する全てのAED情報を一元化し、誰もが検索できる甲州市AEDマップを構築することを要望いたします。

第10款5項4目、学校給食費では全国的に農産物、水産物、肉類、調味料に至るまで、あらゆる食材価格が高騰を続けており、本市の給食現場も深刻な影響を受けていることが確認できました。担当課では入札によって食材を調達し、現場ではコスト増の影響を給食に反映させないよう栄養士が献立の工夫をするなど、努力を続けているとのことですが、今後も調達価格の上昇は続くと推定されますが、令和8年度の給食費においても栄養価のバランスや、子どもたちが満足する質と量が確保できる予算が計上されるよう要望いたしました。

以上の事項は、全会一致での委員の要望、意見として予算決算常任委員会におかれましてもご検討いただき、決算認定に関する最終的な判断に付して提言いただくようお願いいたします。予算決算常任委員会総務文教分科会の委員長報告といたします。

○ 委員長（丸山国一君） 報告は終わりました。

この報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

中村委員。

○ 委員（中村勝彦君） 最後の部分の「以上の事項は、全会一致での委員の要望、意見として予算決算常任委員会におかれましてもご検討いただき、決算認定に関する最終的な判断に付して提言いただくようお願いいたします」という部分なのですけれども、最終的に本会議で委員長にこの部分を報告していただきたいという取りまとめをされたということによろしいでしょうか。

○ 委員長（丸山国一君） 飯島委員。

○ 総務文教分科会委員長（飯島孝也君） 全会一致は分科会の委員の全会一致でございます。それを予算決算常任委員会にお諮りいただいて、本会議のほうで付言していただければということをお願いをさせていただいております。

○ 委員長（丸山国一君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はございませんか。

佐藤委員。

- 委員（佐藤浩美君） 教育費の中で、英検受験者への受験料補助というのがあるのですけれども、これに対して効果ですとか、それからほかの受けない子どもに対する英検受験者だけの特別な補助ということについての公平性というのですか、そういう話題は出ませんでしたか。
- 委員長（丸山国一君） 飯島委員。
- 総務文教分科会委員長（飯島孝也君） 出ませんでした。
- 委員長（丸山国一君） 佐藤委員。
- 委員（佐藤浩美君） それからもう一つ、学校の会計年度任用職員の資料が出ていたと思うのですけれども、学校用務員というのがシルバー人材センターへの委託に置き換えられているのですけれども、あの表を見ると、学校用務員さんの会計年度任用職員の登用は、任用がないのかというふうに思われますけれども、その辺についての議論はありませんでしたか。
- 委員長（丸山国一君） 飯島委員。
- 総務文教分科会委員長（飯島孝也君） ありませんでした。
- 委員長（丸山国一君） 佐藤委員。
- 委員（佐藤浩美君） これはどこというわけではないのですけれども、不登校の子どもさんに対してのタブレット端末の対応がなかったり、それから保護者への、例えばその子どもたちには給食費の恩恵はないわけなのですけれども、そういうことについての不登校の子どもに対する支援策についての話合いはありませんでしたか。
- 委員長（丸山国一君） 飯島委員。
- 総務文教分科会委員長（飯島孝也君） この決算の分科会のほうでは、話は出ていなくて、総務文教常任委員会のその他の案件で、不登校についての人数把握というか、情報を公開することはないのかというような質問が出て、そちらは文部科学省のほうからの指示で公開はできないというお答えをいただいて、それについて公開できないという理由をただしたというか、しっかりとこれからも公開する方向で取り組んでいただきという要望が出た程度で、この分科会のほうには、不登校に関する対応などについての話題は出ませんでした。
- 委員長（丸山国一君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

- 委員長（丸山国一君） それでは、質疑を打ち切ります。
-

予算決算常任委員会厚生経済分科会の報告

- 委員長（丸山国一君） 次に、厚生経済分科会の審査結果の報告を議題とし、分科会委員長の報告を求めます。

中村厚生経済分科会委員長。

- 厚生経済分科会委員長（中村勝彦君） 予算決算常任委員会厚生経済分科会の審査結果の報告をいたします。

去る9月2日の予算決算常任委員会において当分科会に審査を分担された、認定第1号 令和6年度甲州市一般会計歳入歳出決算、認定第2号 令和6年度甲州市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算、認定第3号 令和6年度甲州市診療所事業特別会計歳入歳出決算、認定第4号 令和6年度甲州市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、認定第5号 令和6年度甲州市介護保険事業特別会計歳入歳出決算、認定第6号 令和6年度甲州市居宅介護予防支援事業特別会計歳入歳出決算、認定第12号 令和6年度甲州市水道事業会計の利益の処分及び決算、認定第13号 令和6年度甲州市下水道事業会計の利益の処分及び決算、認定第14号 令和6年度甲州市勝沼ぶどうの丘事業会計の利益の処分及び決算、認定第15号 令和6年度甲州市勝沼病院事業会計決算、以上の事件を審査するため、9月24日及び9月25日の両日、予算決算常任委員会厚生経済分科会を第1委員会室で開催いたしました。

委員会には、24日は委員8名と議長、25日は委員7名と議長が出席し、慎重審査の結果、認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号及び認定第15号については、いずれも認定すべきものと決し、認定第12号、認定第13号及び認定第14号については、可決及び認定すべきものと決しました。

なお、認定第1号及び認定第4号については、起立による表決の結果、起立多数により認定すべきものと決しました。

認定第1号 令和6年度甲州市一般会計歳入歳出決算、歳出のうち、第3款民生費、第1項4目老人福祉費、包括支援センターについては、包括支援センターに当局より保健師の派遣が行われておりました。安定した人材確保が課題となっております。当局にお

いても協力し、安定的な事業運営に取り組むよう、要望が出ました。

4項1目救護施設総務費、甲州市鈴宮寮の民間譲渡については、アドバイザー業務の有効性について議論があり、今後の民間譲渡に際しては、全ての案件でアドバイザー業務を委託することは不効率であるとの意見が出されました。

第4款衛生費、1項1目保健衛生総務費、健幸ポイントこうしゅう事業については、事業の効果が確認されており、今後さらに推進していくことが望まれました。

2項2目塵芥処理費、粗大ごみ拠点回収については、民間との協力により一定の効果が得られていることが確認できました。さらなる周知により効果を高めていただきたいと要望が出ました。

第6款農林水産業費、2項2目林業振興事業費、ナラ枯れ対策については、複数年度にわたり対策が進められており、令和6年度にも取組が確認されましたが、有効な対策が見いだせていない状況を踏まえつつ、さらなる対応を求める意見がありました。

第7款商工費、2項1目観光費、総合観光パンフレットについては、設置場所や内容について常に検証を行い、改善を重ねていくべきであると要望いたします。

第8款土木費、4項1目都市計画総務費、市営塩山駅南口駐車場については、現在駐車料金は、1日の上限がありません。近隣等の料金体系の調査が必要であることを要望いたします。

同じく、都市計画総務費、甲州市立地適正化計画及び都市計画決定変更に伴う住民説明会について、説明会が3回開催されましたが、住民理解を得られるようにするには、さらなる丁寧が必要であると要望いたします。

分担された歳出全款に共通して、予算執行において、必要経費は補正予算や流用に頼るのではなく、当初予算に計上し、計画的に進めていただくよう要望いたします。

立地適正化計画については、全庁で状況を把握しているとのことだが、ワークショップのさらなる活用が必要であると感じられました。

認定第3号 令和6年度甲州市診療所事業特別会計歳入歳出決算については、地域医療への大きな貢献があることを確認いたしました。在宅医療は、医師の移動負担等に考慮した体制構築を求めます。

認定第5号 令和6年度甲州市介護保険事業特別会計歳入歳出決算については、介護度を上げないための介護予防生活支援サービスの充実に努めていただきたいとの要望があります。また、介護予防生活支援サービスについては、さらなる周知と積極的な働きか

けが必要であります。

認定第12号 令和6年度甲州市水道事業会計の利益の処分及び決算については、改修作業を職員も直営で行うなど、経営改革の努力が確認できました。職員による作業は、有事の際に有効で評価すべき点であります。

認定第14号 令和6年度甲州市ぶどうの丘事業会計の利益の処分及び決算については、経営努力により一定の改善は確認できましたが、詳細なデータを分析し、それを基にさらなる経営改革を求めます。

以上で予算決算常任委員会厚生経済分科会の報告を終わります。

- 委員長（丸山国一君） 報告は終わりました。

この報告に対し質疑を行います。

平塚委員。

- 委員（平塚 悟君） 認定第1号の一般会計の歳入歳出決算の厚生経済分科会におきまして、歳出全款に共通して、予算執行においては、必要経費は補正予算や流用に頼るのではなく、当初予算に計上し、計画的に進めていただくことを要望いたしますという、最後一般会計の決算についての要望が出されてはいるのですが、昨年度に関しては市長選挙が絡む関係で、6月補正にすごい肉づけがあったと記憶しております。それにおいて、ここのどういったところに補正予算だったり、流用というところが見られたのかというところで、どういった意見が出たのか確認させてください。

- 委員長（丸山国一君） 中村委員長。

- 厚生経済分科会委員長（中村勝彦君） 今回は2か所でそういうところが確認できました、し尿処理場のコピー機も、以前からコピー機に不具合が生じていたということは確認されていたのですが、当初のときにはそれはもう確認済みであったが、ここに来てコピー機を買い直す話になったというところと、大菩薩の湯の階段の部分の補修があったのですけれども、大菩薩の湯の階段というのはもう何年も、何年前からかは確認はしていませんけれども、複数年度にわたり課題として挙がっていたところが年度途中でそれを改修することになったところが指摘されました。そういった長年にわたり指摘されているようなところは、当初予算でしっかりと計画をして進めていくべきではないかというところからこういった意見になりました。

- 委員長（丸山国一君） 平塚委員。

- 委員（平塚 悟君） その質疑の中において、当局から、先ほど私が申し上げたとおり、

政策予算として当初には計上することができなかったとか、6月でその分補正がなされたとか、そういった確認は行われたのでしょうか、お願いします。

- 委員長（丸山国一君） 中村委員長。
 - 厚生経済分科会委員長（中村勝彦君） 当局からもそういった説明はなく、政策予算、肉づけ予算のところですべきだったとか、そういった話の答弁はなかったです。指摘する意見等はそこもなかったです。ただし、複数年度にわたり課題とされているところを年度途中で計画を入れるのではなくというところが、あくまでもポイントとなっております。
 - 委員長（丸山国一君） よろしいでしょうか。
ほかに質疑はございませんか。
(発言する者なし)
 - 委員長（丸山国一君） ないようですので、質疑を打ち切ります。
-

討論、表決

- 委員長（丸山国一君） 次に、討論を行います。
令和6年度各決算等、全般を通じて討論はございませんか。
小林委員。
- 委員（小林真理子君） 認定第1号について反対の討論をさせていただきたいと思えます。
- 委員長（丸山国一君） 認定第1号ですね。どうぞ。
- 委員（小林真理子君） 先ほど委員長からも報告があり、平塚委員のほうからも質問がありました。まず、その点について私のほうから反対の理由を説明させていただきます。
商工費の観光商工費の中の観光費において、工事請負費、大菩薩の湯の階段コンクリート工事は49万6,584円執行されました。この予算について、この執行された金額は大菩薩の湯の年度初めに提案がされた、私も修正予算としてこちらを削除するように要望したもののなのですが、空調工事と畳、換気扇工事、こちらのほうが少し予算額よりも安く、少なく済んだというところで、こちらの工事を入れたのではないかとこのところでは。これはやはりコンクリートの工事、コンクリートの階段を修繕しなければいけないという判断は令和6年の暮れであった。工事を実際したのは令和7年、翌年の年を明けてから1月から工事を始めましたということでしたが、先ほど委員長もおっしゃっていたよ

うに、コンクリート階段に大分不具合があって、歩く方々に危険が及んでいるという状態は、もう令和6年度よりも前から分かっていたことであり、それを予算が余ったからというところで工事をしたというところが、私はおかしい執行であると思います。

予算の中で、目の中で流用してもいいというところは、理解はできるのですが、これはちょっと執行するものとして計画的な予算とは言い難いと思います。

もう一つ、委員長のほうからありましたコピー機、4款2項3目の衛生費、し尿処理費の中の備品購入ですが、これは脱水処理機の工事費として年度当初1,320万円が計上されていましたが、それもやはり少し少なく予算が済んだというところでコピー機49万5,000円を備品に振り分けて執行されているというところに疑義があります。

コピー機は18年使用していたもので、11月頃から紙詰まりが多くなったというような話でしたが、今回はリースではなくて一括購入をしているというところにも大変疑問が残ります。

そして、あともう一つ、別件ですが、3款4項1目の民生費、救護施設費において、アドバイザー事業737万円です。こちらについては資料請求したもののアドバイザー事業で得た資料については詳細をお見せできないということであり、事業の効果、成果などを委員会でも質疑をしたものの確認することはできません。737万円でもなくとも、やはり今回1社手を挙げているというのを見ていますが、そういう状況でやはりこれは、不動産鑑定だけならば、もう少し予算も抑えられますし、アドバイザー事業として全国の事例の調査であるとか、民間譲渡への基本知識を得るためにこれを利用したということでしたが、これが毎度毎度こういうことが起きていくと、もっと大きな施設を民間譲渡する場合にアドバイザー事業としてこの金額では済まないのではないかと、今回の場合に限っては不動産鑑定だけでよかったと私は思いますので、こちらの件に反対をいたします。

- 委員長（丸山国一君）　　ただいま小林委員より反対討論がございました。

認定第1号について、ほかに反対討論はございませんか。

佐藤委員。

- 委員（佐藤浩美君）　　認定第1号について反対の討論をお願いしたいと思います。

昨年はどういう年だったかということを考えてみると、お米の高騰が激しく、大変な物価高騰で市民生活が非常に圧迫されたという印象の年だったと思います。その中で甲州地元応援商品券1人5,000円ということで配布されましたが、これは大変有効ではあった

と思います。意義のあることであったとは思いますが。けれども、何しろ激しい物価高騰ですから、1人5,000円を1回配った、それで済むとはではないというふうに思います。

私は水道料の値下げ、あるいは国保税の値下げ、そういうもので持続的に生活を支える手段が必要ではなかったかというふうに思います。

それから、10款教育費について幾つか申し上げたいと思います。

私が常々教育費の私費負担の軽減ということを言っていますけれども、修学旅行の費用あるいは教材費、通学かばん、制服購入そういういわゆる、かくれ教育費というものについて、受益者負担といって向き合わないという教育行政について疑義があります。そういうことでありながら、一方では部活動の対外派遣に対しての個人の負担の軽減のために公費が支出されていると、そういうこともあるわけです。

部活動は課外活動ですから、授業以外の課外活動ということについて、個別に個人が興味関心に従ってやっていることについて公費を支出しているということであれば、むしろ学校の授業の中で必要な教育活動についての公的支援があってもしかるべきだと思います。

先ほど申し上げましたが、英検受験者についての一部の子どもたちについての補助もやっているわけですから、子どもたち全員が関わる教育活動についての支援という、そういうことを考える必要があるのではないかというふうに思います。

それから、学校用務員をシルバー人材センターへの委託に置き換えたということで、経費が教育総務課長は200万円増加したというふうに答弁されましたけれども、ならばなぜ細切れな時間で来られるシルバー人材さんをお願いするのか。会計年度任用職員という立場で学校の様々な業務を、先生たちをサポートしてくださる、きちんとした用務員さんがあるべき姿であるというふうに思います。不登校の子どもたちへの支援もないというのは問題だと思います。

それから、3款民生費の児童虐待DV対策総合支援事業があるのですがけれども、これにこども家庭センターが設置されて、そういうことへの配慮というのがされることになりました。けれども、国では、自治体に女性相談支援員というのを配置するようにと、努力義務ですけれども、そういうことになっているのですがけれども、その配置がないということでやはりこういう児童虐待、DV対策、そういう問題は非常にセンシティブなことを含んでいて個別の事案、大変困難な事案が多い中で、専門的な人材を確保するということが求められると思います。

以上のことから、第1号について決算認定をすることはできません。

以上、反対討論といたします。

- 委員長（丸山国一君） ほかに反対の討論はございませんか。

（発言する者なし）

- 委員長（丸山国一君） それでは次に、賛成の討論を求めます。

賛成の討論はございませんか。

（発言する者なし）

- 委員長（丸山国一君） よろしいでしょうか。

それでは、討論を打ち切ります。

続いて、認定第1号について起立による表決を行います。

認定第1号については認定すべきものと決するに賛成の委員の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 委員長（丸山国一君） ご着席ください。

起立多数であります。

よって、認定第1号については認定すべきものと決しました。

ほかに討論はございませんか。よろしいでしょうか。

（「委員長、討論ではないのですけれども」と呼ぶ者あり）

- 委員長（丸山国一君） 休憩いたします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時36分

- 委員長（丸山国一君） 再開いたします。

認定第1号以外の反対討論はございませんか。

佐藤委員。

- 委員（佐藤浩美君） 認定第4号 後期高齢者医療特別会計決算について、反対の討論をします。

歳入において、予算が昨年よりも増えている、これはなぜかという、保険料の値上げによって所得割が8.3%から11.1%になったという、そういうことの要因によるわけです。そしてそれは後期高齢者だけではなく、それを負担しているのは誰かという、若い人

が負担しているわけですね。国保とか、協会けんぽとか、そういう中に上乘せされているわけですから、この保険料というのは。ですから、若い人が、それが上がったこと
によって、自分らの保険料が年寄りのために上がったのではないかというような、そう
いうことを言う人もいるわけですね。

そういう中で収入を見ると、収入未済額が昨年よりもかなり増えているということもあ
ります。このことについて決まったことだからどうしようもないというご意見もあるか
と思いますけれども、これについてはやはり理不尽であるというふうに私は思いますし、
国へこういう制度、国できちんと責任を持って補助なりなんなりを入れていくことであ
るということで反対をいたします。

- 委員長（丸山国一君） ほかに認定第4号についての反対討論はございませんか。
よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

- 委員長（丸山国一君） それでは次に、賛成の討論はございませんか。
よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

- 委員長（丸山国一君） それでは、討論を打ち切ります。
続いて、認定第4号について起立による表決を行います。
認定第4号については認定すべきものと決するに賛成の委員の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 委員長（丸山国一君） ご着席ください。
起立多数であります。
よって、認定第4号については認定すべきものと決しました。
認定第1号、認定第4号以外での反対討論はございませんか。よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

- 委員長（丸山国一君） それではお諮りいたします。当委員会に審査が付託された認定
第2号、認定第3号、認定第5号、認定第6号、認定第7号、認定第8号、認定第9号、
認定第10号、認定第11号、認定第12号、認定第13号、認定第14号、認定第15号については
認定すべきものと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（丸山国一君） ご異議がないので、さよう決しました。

その他

- 委員長（丸山国一君） それでは、以上が議題の全てでございますけれども、先ほど中村委員長より発言がございました。委員会でのそれぞれの分科会での報告、また反対討論も含めて委員間での話し合いができればということで、まず中村委員長のほうから提案がありましたら、お願いいたします。
- 厚生経済分科会委員長（中村勝彦君） 厚生経済分科会の部分で、先ほど報告した内容は要望いたしますというところと、効果が見られました。あと、これが望まれると意見が出された、ちょっと言い回しがいろいろ違うのですけれども、意見が出されたというところは、少数でもあり多数の意見でもあり、いろいろ考えるべきところでもあります。なので、文脈の中で最後の締めを、要望いたしますというところは、全会一致で要望の案件として上がりましたので、この委員会、予算決算常任委員会で我々厚生経済分科会のところで要望いたしますということもいろいろ意見が出た中で、この部分は特に報告に入れて、最終的に議会でも報告いただきたい、要望していただきたい内容でありますので、全会一致で要望できるような取りまとめをしていただければと思います。できないものは意見が出されたという形でまとめていただければと思います。

報告書がありますので、その部分を皆さんに確認いただいて、この部分だけは共感できないというところは削除せざるを得ないと思うのですけれども、見ていただいて、共感いただいて、ぜひ最終的な委員長報告に入れていただきたいとお願いいたします。

- 委員長（丸山国一君） 中村委員長からそうした要望が出ております。お手元の厚生経済分科会での報告内容について見ていただいて、この部分については共感できるということ、またこの部分はちょっと疑問が残るということを見ていただきたいと思います。

中村委員長。

- 厚生経済分科会委員長（中村勝彦君） 同じく、総務文教分科会の報告も聞いたところ、全会一致であるところは、そこは慎重に扱っていくべきではないかなと思いますので、そこもお互い両方の報告書を見ていただきたいと思います。
- 委員長（丸山国一君） 両方の報告書を見ていただきたいと思いますので、若干休憩をいたします。

分科会では全会一致ですけれども、今日は全員の予算決算常任委員会ですから、その中で共感をいただいて、協力いただくあるいは理解をいただく、そうした話し合いをさせて

いただきたいと思います。

再開を11時といたします。

休憩 午前10時43分

再開 午前11時00分

- 委員長（丸山国一君） それでは、再開いたします。

内容を見ていただいていたでしょうか。ご意見があればお願いしたいと思います。

平塚委員。

- 委員（平塚 悟君） 自分が所属していない厚生経済分科会のことで、先ほど中村分科会委員長から、委員長報告の中で要望するという内容に関しては全会一致での内容であります。そのほか意見が出された等に関しては少数意見というところで委員長報告があったということでもあります。ですので、基本的には要望とついているものに関しては、私はおおむね分科会での意見一致というところなので、おおむねについては予算決算常任委員会の報告の内容に載せてもいいのかなと思うのですが、それ以外のいわゆる少数意見として出された内容については、もう一度ここでしっかりと要望的意見として附帯するかどうかというところの確認は行ったほうがいいのかと感じております。
- 委員長（丸山国一君） 中村委員長。
- 厚生経済分科会委員長（中村勝彦君） ありがとうございます。

要望というところと、あと一つ認定第12号 水道事業会計の部分、最後のページになるのですけれども、審査の中で職員の努力を確認した経過もございまして。審査をした限りにおいてですけれども、こういった効果的な努力をしているところも確認できたということぜひ載せていただければなど。

水道事業も工事を全部発注するにも、例えば1月2日のそういったときには業者がどこもやってくれないのですけれども、ふだんから職員が工事を自分たちでしたりすることによって、技術力と機材等もそろえることができ、1月2日に漏水したときも職員が対応できた。

有事の際には、この職員のスキルの醸成というのは非常に効果的であるなどというのも確認できましたので、こういった有効的な活動をしているところ、経営改善に向けているところも、ほかにもたくさんあると思うのですけれども、確認できたところも載せていただけたらと思います。

- 委員長（丸山国一君） よろしいでしょうか。

相沢委員。

- 委員（相沢俊行君） 全員一致の各分科会での意見をまとめいただいて、委員長の報告があつて、それぞれの二つの分科会の報告で、そして先ほどより2人の少数意見かもしれませんが、意見表明があつたということで、今あるわけですが、全会一致及び少数意見という分け方もあるわけですが、小林委員の指摘は、予算執行、事業の執行に関しての経年の中での背景も含めて事業の在り方の適正さ、適切さを問題にしているということで、これは決算にとって非常に重大なポイントなので、その辺をどこまで書き込むのかなというところかもしれないと思うのですね。

一方、佐藤議員のほうですね、総務文教分科会に関わるところなので、この辺、要するに教育関連費の事業執行の中の組替えといいますか、中身の配分をこういう組替えも本来あるだろうという指摘だと思うのですね。

これは、決算の適切さ云々という観点とまた違うわけですね。これは政策の部分に入ると。その裏に財源という問題があるわけですね。言及されませんでした。給食費等が国の補助金になればというふうなことも一方で頭をかすめますけれども、現状ではそうではないというふうな中での予算執行なので、この辺は特に総務文教関係の中でもう少し議論するかあるいは何かその辺をどのように考えて、ここはちょっと僕もまだ結論がうまく出ないのですけれども、どこまでその辺が決算から予算につながるという視点はもちろんあるのですけれども、そこをどの辺まで最終的な報告の中に入れ込むのかというのは、私自身ははっきり見えてはいないので、その辺をちょっと考えます。

- 委員長（丸山国一君） 基本的に委員長報告の中で反対討論の内容については、踏み込んで報告はしていませんから、これまでも。その部分は、反対討論は反対討論で、もしされるのだったら反対討論をしていただければ結構だと思いますけれども、その辺はこちらのほうで規制をすることはありませんので。

ほかにご意見はございませんか。

（発言する者なし）

- 委員長（丸山国一君） 総務文教分科会のほうは、この4つのことを提案するというところでよろしいでしょうか。

厚生経済分科会のほうは、委員長報告の提案、要望、そして効果的な部分も委員長報告に組み込んだほうがよろしいのではないかと、その部分も皆さん

のご理解をいただくということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 委員長(丸山国一君) よろしいでしょうか。

中村委員長。

- 厚生経済分科会委員長(中村勝彦君) 委員長に取りまとめていただいて、今出た意見を基に委員長報告書をつくっていただけるようにご一任できればなと思います。
- 委員長(丸山国一君) 分かりました。

ほかに皆さんのほうからご意見はございませんか。

よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

- 委員長(丸山国一君) それでは、ご意見を頂戴し、お話をいただきましたので、委員長報告の内容をまた作成させていただいて、見ていただくようにさせていただきたいと思えます。

それでは、以上をもって本日の議題は全て終了いたしました。

これをもって予算決算常任委員会を散会いたします。

副委員長に挨拶をお願いいたします。

- 副委員長(矢崎友規君) 皆様、全体会、分科会と、大変お疲れさまでした。明日は本会議となりますので、よろしく願いいたします。

以上をもちまして予算決算常任委員会を閉会といたします。

[散会 午前11時08分]